

平成 27 年 1 月 19 日

太子町長 北 川 嘉 明 様

太子町子ども・子育て会議

会長 武 田 英 樹



「子ども・子育て支援新制度における利用者負担」について（答申）

平成 26 年 12 月 12 日付で本会議に諮問された「子ども・子育て支援新制度における利用者負担」について、本会議において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

本会議に諮問された「子ども・子育て支援新制度における利用者負担」については、子ども・子育て支援新制度への移行時であることも考慮し、現行の幼稚園及び保育所、認定こども園の保育料の負担水準を基本として設定することが適当であると考えます。

このたび本会議に提示された利用者負担（案）については、国の示した限度額、ならびに、現行の保護者の負担水準を勘案して決定されていると判断する。

また、幼稚園における預かり保育の保育料、ならびに、保育所における延長保育料についても、妥当であると判断する。

なお、会議として、次のとおり意見を付する。

1. 利用者負担の検証や見直しを念頭におきつつ、今後も新制度に係る国の動向を注視していくこと。
2. 今後、利用者負担を見直す際は、保護者の過重な負担とならないよう努められたい。